

リネンサプライ分野特定技能協議会入会規程

(入会基準)

第1条 リネンサプライ分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、設置要綱及び「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきリネンサプライ分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」（令和8年4月7日厚生労働省告示第183号）を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。

(入会手続)

第2条 リネンサプライ分野における特定技能所属機関になろうとする者は、協議会へ入会するため、厚生労働省ホームページ（以下「ホームページ」という。）より次の各号に掲げる事項を記載して入会を申請するものとする。

- 一 特定技能所属機関の名称
 - 二 特定技能所属機関の郵便番号を含む住所
 - 三 特定技能所属機関の代表者の役職及び氏名
 - 四 特定技能外国人を受け入れる施設の名称
 - 五 特定技能外国人を受け入れる施設の郵便番号を含む住所
 - 六 特定技能外国人を受け入れる施設が取得している下記衛生基準の認定証に記載されている認定番号及び有効期限
 - ・ 一般社団法人日本リネンサプライ協会が運用するリネンサプライ業に係る洗濯施設及び設備に関する衛生基準
 - ・ 一般財団法人医療関連サービス振興会が運用する寝具類洗濯業務に関する基準
 - 七 担当者の職名及び氏名
 - 八 担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）
 - 九 登録支援機関の利用の有無
 - 十 登録支援機関の名称及び登録番号（登録支援機関を利用している場合に限る。）
 - 十一 特定技能外国人の国籍及び人数
- 2 前項の申請を行う者は、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課（以下「事務局」という。）の要請に基づき、次の各号に掲げる書面を提出するものとする。
- 一 特定技能外国人を受け入れる施設が取得している下記衛生基準の認定証の写し
 - ・ 一般社団法人日本リネンサプライ協会が運用するリネンサプライ業に係る洗濯施設及び設備に関する衛生基準
 - ・ 一般財団法人医療関連サービス振興会が運用する寝具類洗濯業務に関する基準
 - 二 その他必要な書面

(証明書の交付)

第3条 事務局は、前条の申請を受理した場合において、申請者に別紙様式による協議会の構成員であることの証明書（以下「証明書」という。）を交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- 一 前条に基づく申請内容に不備がある場合
 - 二 前号のほか、申請者を構成員として認めることができない正当な理由がある場合
- 2 厚生労働省は構成員の名簿をホームページにおいて公表するものとする。

(証明書の再交付)

第4条 構成員は、証明書を失ったときは、次の各号に掲げる事項を記載してホームページより証明書の再交付を事務局に申請することができる。

- 一 特定技能所属機関の名称
 - 二 特定技能所属機関の協議会構成員番号
 - 三 特定技能所属機関の郵便番号を含む住所
 - 四 特定技能所属機関の代表者の役職及び氏名
 - 五 特定技能外国人を受け入れる施設の名称
 - 六 担当者の職名及び氏名
 - 七 担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）
 - 八 証明書の再交付を申請する理由
- 2 証明書の再交付時における必要書面は第2条第2項に準ずるものとする。
- 3 事務局は第1項の申請を受理した場合において、第3条第1項ただし書の規定に該当しないことを確認し、証明書を再交付するものとする。

(変更手続)

第5条 構成員は、第2条第1項各号に掲げる申請に係る事項に変更が生じた場合には、次の各号に掲げる事項を記載してホームページより変更届出を行うものとする。

- 一 特定技能所属機関の名称
 - 二 特定技能所属機関の協議会構成員登録番号
 - 三 特定技能所属機関の郵便番号を含む住所
 - 四 特定技能所属機関の代表者の役職及び氏名
 - 五 特定技能外国人を受け入れる施設の名称
 - 六 担当者の職名及び氏名
 - 七 担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）
 - 八 変更内容
- 2 変更時における必要書面は第2条第2項に準ずるものとする。
- 3 事務局は第1項の申請を受理し、交付済の証明書の内容を変更する必要があると認められた場合において、申請者に第3条第1項に準じ、変更後の証明書を発行するものとする。

(退会手続等)

第6条 構成員は、リネンサプライ分野における特定技能所属機関でなくなったときは、次の各号に掲げる事項を記載してホームページより協議会の退会を届け出るものとする。

- 一 特定技能所属機関の名称
 - 二 特定技能所属機関の協議会構成員登録番号
 - 三 特定技能所属機関の郵便番号を含む住所
 - 四 特定技能所属機関の代表者の役職及び氏名
 - 五 特定技能外国人を受け入れる施設の名称
 - 六 担当者の職名及び氏名
 - 七 担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）
 - 八 退会の理由
- 2 構成員がリネンサプライ分野における特定技能所属機関でなくなったにもかかわらず前項の届出を行わない場合、又は事務局が当該構成員と連絡がとれない場合には、事務局は、法務省出入国在留管理庁政策課に通知した上で、当該構成員が協議会を退会したものとみなすことができる。

(協議会への再入会)

第7条 第6条により協議会の退会を行った者が、再びリネンサプライ分野特定技能外国人を受入れようとする場合は、第2条第1項による入会申請を行わなければならない。

(その他)

第8条 第2条、第4条、第5条、第6条及び第7条において、システム上のトラブルなどにより、ホームページによる申請ができない場合は、事務局が指定する方法で申請するものとする。

附 則

本規程は、令和8年4月7日から施行する。

リネンサプライ分野特定技能協議会構成員資格証明書

(特定技能所属機関の名称)

(特定技能所属機関の代表者の役職及び氏名) 殿

(元号) ○年○月○日に申請のあったリネンサプライ分野特定技能協議会への入会について、リネンサプライ分野特定技能協議会入会規程第3条の規定に基づき、下記のとおり証明する。

※ 第5条第3項に基づき交付する場合に追記

なお、交付済の(元号) 年 月 日付け証明書を失効させる。

記

- 1 リネンサプライ分野特定技能協議会構成員 登録番号○○-○○号
- 2 協議会加入日 (元号) ●●年●●月●●日
- 3 協議会構成員の情報

名称	
代表者	
住所	

- 4 一般社団法人日本リネンサプライ協会が運用するリネンサプライ業に係る洗濯施設及び設備に関する衛生基準、一般財団法人医療関連サービス振興会が運用する寝具類洗濯業務に関する基準の認定証記載の情報等

認定基準	
登録に係る施設の名称及び所在地	
登録番号	
登録有効期間	

なお、本証明書の有効期間は、4に記載の一般社団法人日本リネンサプライ協会が運用するリネンサプライ業に係る洗濯施設及び設備に関する衛生基準、一般財団法人医療関連サービス振興会が運用する寝具類洗濯業務に関する基準の認定の有効期間と同様とする。(両方の認定を受けている場合は期間が短い方)

(元号) 年 月 日

リネンサプライ分野特定技能協議会 事務局
厚生労働省健康・生活衛生局 生活衛生課長